

仕 様 書

選挙ごとに、公報の種類（1種類～複数種類）・折込セット数・配布日程が異なります。
本仕様書では、衆議院選挙時（3種類）の例を示します。

1 業務名

〇〇選挙 選挙公報配布業務委託（市内全域）

2 業務内容

ア 選挙公報を大阪市内の全世帯に世帯ごとに各1部ずつ配布する。

※ 3種類の選挙公報それぞれを折り込みセットしたうえで配布すること。

折り込みセットの向きは合わせること。

小選挙区選挙公報

新聞更紙 ブランケット版 1、2ページ（平成29年実績）

比例代表選挙公報

新聞更紙 ブランケット版 6ページ（平成29年実績）

最高裁判所裁判官国民審査公報

新聞更紙 ブランケット版 2ページ（平成29年実績）

※ 小選挙区ごとに公報の内容が異なるので、配布区域を誤らないよう、配布拠点を区域ごとに別に設けること。

※ 会社・事業所等居住者がいない建物・施設には配布しない。

イ 未着通報に対応するため、投票日前日の土曜日及び投票日の午前9時～午後6時の間、24区選挙管理委員会に配布員を1名待機させる。

※ 未着の通報があった際には、速やかに配布すること。

3 配布期限・履行期限 ※配布日程の詳細は「4 配布等日程（予定）」参照のこと

配布期限 投票日前3日の木曜日

配布予備日 投票日前2日の金曜日

報告書提出期限 投票日後14日以内

4 配布等日程（予定）

投票日前9日の金曜日まで 小選挙区 請負業者の集中納品場所へ納品
請負業者により配布拠点へ搬送

投票日前6日の月曜日まで 比例・国審 請負業者の集中納品場所へ納品
請負業者により配布拠点へ搬送

投票日前6日の月曜日 折り込みセット

投票日前5日の火曜日 各世帯に配布開始

投票日前4日の水曜日 各世帯に配布

投票日前3日の木曜日	各世帯に配布完了（配布期限）
投票日前2日の金曜日	配布予備日（悪天候等特別な事情）
投票日前日の土曜日	24区選挙管理委員会で待機・未着通報配布
投票日	24区選挙管理委員会で待機・未着

5 配布等の部数

- ・住民基本台帳世帯数（24区） 1,499,935世帯（令和元年6月末現在）
（日本人世帯と外国人世帯と混合世帯の計）
- ・別紙3に令和元年7月参議院選挙時の納品実績・配布実績を示すので、参考にすること。
- ・直近の町丁目別の住民基本台帳世帯数表を大阪市市民局ホームページよりダウンロード（<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000006893.html#30>）し、請負決定業者において最新の住宅地図（決定業者において調達すること）と比較検討するなどして配布部数を把握し、市内の全世帯への完全配布に遺漏のないよう万全を期すること。

6 実施本部の設置について

本業務の実施にあたり、請負業者における実施体制の確立及び責任の所在を明らかにするため、実施本部長→統括責任者→ブロック管理者→配布員等から成る実施本部を設置すること。

また、その配布体制組織図（別紙1）、実施計画書（別紙2）及び配布員配置人数計画書（別紙3）を提出すること。

7 納品場所について

印刷業者から選挙公報を請負決定業者の集中納品場所（1箇所）に納品するので、紛失、盗難等のない相当規模の場所を確保すること。

※ 予備分を含んで、176万部を納品した場合、梱包数は次の程度になる見込みである。

小選挙区選挙公報	1 梱包	1,000部	で	1,760梱包
比例代表選挙公報	1 梱包	400部	で	4,400梱包
国民審査公報	1 梱包	400部	で	4,400梱包

8 配布拠点について

各世帯に配布するにあたり、各区（24区）に選挙公報の保管管理・在庫確認等作業ができる配布拠点（営業所等）を確保すること。

配布拠点は、概ね3万世帯に1か所以上の配布拠点を設置すること。

個人の自宅を配布拠点にしないこと。

9 各区選挙管理委員会との事前打合せについて

各世帯に配布するにあたり、区ごとにそれぞれ実情が異なるため、業務実施に先立ち各区

選挙管理委員会の担当者と当該区の配布担当責任者において事前打合せを行うこと。

事前打合せ内容

- ① 配布スケジュール確認
- ② 配布方法の確認
- ③ 前回までの未着、トラブル等特に注意すべき事項の確認
- ④ 配布期間中の配布状況報告について
- ⑤ その他各区選挙管理委員会が必要と認める事項

10 配布について

- (1) 区内をブロックに分割し、さらにブロック内をエリアに分割し、エリアごとにエリアコードを付けること。(別紙5)
- (2) 各ブロックにブロック管理者を置くこと。
- (3) 配布地域に精通した配布員により配布すること。
- (4) 配布員は、配布マニュアル等(別紙4)を熟知しておくこと。特に、区の境界線の把握、配布状況の把握、配布部数の把握、未着(配布もれ)の確認等に必要であるため、必ず、住宅地図を用い地図上の各戸に配布済みのチェックをしながら配布を行うこと。
- (5) ブロック管理者は公報の管理・在庫確認(必ず残数管理を行うこと)を行い、住宅地図上の配布済みの地域とともに、配布員の配布方法に誤りがないか確認、指導を行うこと。
- (6) 配布速報を毎日、市及び区選挙管理委員会にエリアコードにより報告(別紙5)すること。報告(別紙5)にあたっては、住宅地図上の配布済み地域と配布拠点ごとの在庫(残数)と齟齬がないか確認すること。

11 配布報告について

業務完了後(選挙終了後)、24区の配布エリアごとの選挙公報配布報告書(別紙6)及び選挙公報配布状況報告書(別紙7)を提出すること。

選挙公報配布状況報告書(別紙7)は、各区選挙管理委員会の担当者に報告書内容の確認を受けた上で提出すること。

12 残余の公報について

業務完了後(選挙終了後)、残余の公報は、飛散・第三者の目に触れる等のことがないよう請負決定業者において慎重に処分すること。

13 特記事項

- (1) 公報の配布は、公職選挙法及び大阪市選挙公報条例に規定されたものであり、配布漏れ、誤配布等があれば選挙争訟ひいては選挙無効の原因ともなるので、配布にあたっては遺漏のないよう万全を期すること。
- (2) 大阪市内の衆議院の小選挙区分については、選挙区別に配布するものであるため、他市

及び選挙区の境界付近の配布には特に注意すること。

- (3) 配布時には、配布員に配布員証（別記様式）を必ず携帯させること。
- (4) 世帯から未着の通報（別紙8）があった場合には速やかに配布を行うこと。
その際、周辺における配布漏れがないかどうかの調査を合わせて行うこと。
また、未配布のエリアであっても、当該未着通報世帯を先行配布するなど、柔軟な対応を行うこと。
- (5) 破損や汚損のある公報は絶対に配布しないこと。
- (6) 公報には、しるしを付けたり、落書きなど一切の記載を行わないこと。
- (7) 配布期間中は休日等を問わず連絡が取れる態勢を整えること。
- (8) 公報配布におけるトラブル等については、速やかに各区選挙管理委員会に報告するとともに記録し、別紙7により選挙終了後報告すること。
- (9) マンション等の配布に際し、管理人等から配布拒否の申し出があった場合には、選挙公報の趣旨を充分説明し、協力を得るように努めること。必要に応じ各区選挙管理委員会と協議のうえ助言・指導を得ること。
- (10) 集中納品場所への納品日時等、細部については別途協議する。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、双方、協議の上信義に従い誠実に対応するものとする。
- (12) 本契約に関して、事務局が作業状況等の確認を求めた場合は、速やかに応じること。
- (13) 法定期限（衆議院選挙の場合は投票日の2日前、大阪市議会議員選挙及び大阪市長選挙の場合は投票日前日）後、投票日当日までに受注者の責による配布漏れがあったことが明らかである場合には、契約金額を総配布部数で割った額に配布漏れ部数を乗じた額を減額するものとする。ただし、減額金額が契約金額の1%に満たない場合は、契約金額の1%を減額するものとする。
- (14) 本件業務またはこれに類似する業務について、本件業務と同程度の業務実績があり、本件業務の遂行能力があることが確認できること。（別途証明書類の提出を求める）★

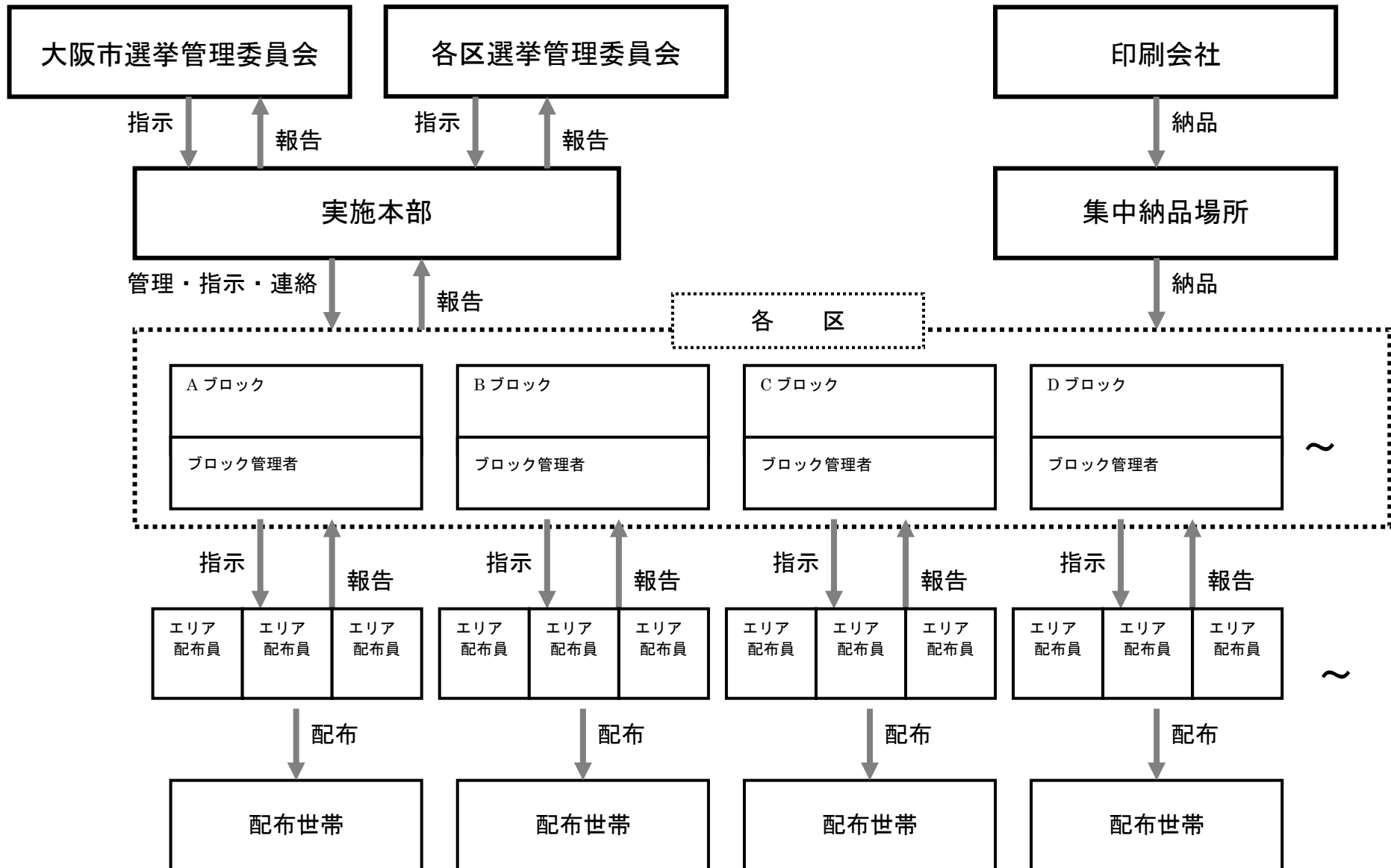
別記様式

<p>第●回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査</p> <p>公 報 配 布 員</p> <p>大阪市選挙管理委員会</p>	<p>公 印</p>
---	----------------

9.0 cm

5.5cm

配布体制組織図



選挙公報配布業務実施計画書

請負業者	請負業者名	
	住 所	
	電 話	
実施本部所在地	住 所	
	電 話	
実施本部長	役職・氏名	
統括責任者	役職・氏名	
ブロック管理者	社員・臨時雇用の別 (臨時雇用の場合募集方法)	
	配置人数 (別紙計画書)	
配布員	社員・臨時雇用の別 (臨時雇用の場合募集方法)	
	配置人数 (別紙計画書)	
区選管待機者	社員・臨時雇用の別 (臨時雇用の場合募集方法)	
集中納品場所	名 称	
	住 所	
	電 話	
	面 積	
	印刷業者からの荷受 及び各ブロック別の 仕分作業計画概要	
	配布拠点への配送 計画概要	
配布拠点 (営業所等)	名称等	
	箇所数 (別紙計画書)	
	折込セット作業 計画概要	
フォロー体制	配布もれ、トラブル 処理体制計画概要	

配布拠点箇所数及び配布員配置人数計画書

区名	納品数	前回選挙時 配布数 A	配布拠点箇所数 (ブロック数)	配布員の配置人数計画				
				1日目	2日目	3日目	計(延人員)B	1人1日配布数 (A÷B)
北区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
都島区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
福島区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
此花区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
中央区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
西区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
港区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
大正区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
天王寺区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
浪速区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
西淀川区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
淀川区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
東淀川区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
東成区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
生野区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
旭区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
城東区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
鶴見区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
阿倍野区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
住之江区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
住吉区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
東住吉区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
平野区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
西成区	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
計	〇〇,〇〇〇	△△,△△△						
	予備・配布ロス を見込んだ 選挙の納品数	〇年〇月〇〇 選挙時におけ る配布数						

※下記に令和元年参议院選挙時の仕様書における各区ごとの納品数、配布数を示すので参考にしてください。

区名	実納品数 (R1.7参院選)	実配布数 A (R1.7参院選)
北区	97,300	93,841
都島区	69,200	66,654
福島区	52,200	50,539
此花区	37,200	36,259
中央区	87,300	83,453
西区	71,300	67,982
港区	47,600	46,759
大正区	37,600	36,386
天王寺区	54,200	51,834
浪速区	60,800	60,297
西淀川区	55,600	54,346
淀川区	117,300	114,445
東淀川区	115,400	112,967
東成区	54,000	53,096
生野区	87,900	83,936
旭区	54,600	52,947
城東区	96,300	93,618
鶴見区	54,900	53,949
阿倍野区	62,900	61,962
住之江区	68,900	67,176
住吉区	93,000	89,795
東住吉区	78,200	76,440
平野区	109,100	107,485
西成区	83,100	80,505
計	1,745,900	1,696,671

選挙公報配布マニュアル

- ・ 配布拠点ごとに各配布員がブロック管理者指導のもと各担当エリアの配布を実施する。
- ・ 配布においては戸名入りの住宅地図を使用し、各戸をチェックしながら配布をおこなう。
- ・ 配布員は一日の配布数の報告をブロック管理者におこなう。
- ・ 配布員は配布完了後、配布数量・担当エリアの完全実施の報告をブロック管理者におこなう。

基本的には全戸に一部（セット）ずつ郵便受けに配布する

但し、以下の場合には次の処理方法を設ける

- ①郵便受けの見あたらない家は、ドアの隙間から入れるなどして配布する。
- ②団地、マンションなどで1階に集合ポストがある場合は、その場所に配布してもよい。
 - (1)但し、集合ポストのない団地・マンションなどの場合はドアポストに配布する。
 - (2)管理人から配布場所について指示がある場合は、その指示に従って配布する。
※配布拒否された場合は選挙公報の主旨や選挙管理委員会から発行されている旨などの説明を十分におこなった上で必ず配布する。(それでも拒否された場合はすみやかに区選挙管理委員会に連絡する)
- ③居住部分・事業所部分の判断が難しい場合は聴き取り確認をした上で対応する。
- ④学生寮・学生アパートへの配布については管理人に必要部数を聞いてから配布する。
(但し、最終的に管理人が不在の場合は公報10部程度に「管理人様不在連絡書」を添えて受付などに置く)
- ⑤汚損、破損した公報は絶対に配布しない。
(選挙公報に印を付けたリ、その他メモ書き等の記入は絶対にしない)
- ⑥次のような配布はしない。
 - (1)通行人に渡すこと。
 - (2)自転車のカゴなどに配布すること。
 - (3)一度に持つことができない等のため公報を路上あるいはマンションの階段付近にまとめて置くこと。
- ⑦雨天の場合(雨が降りそうな場合)は、公報が濡れないように郵便受けに完全に入れて配布する。

選挙公報配布速報

●●区

ブ ロ ッ ク	エ リ ア コ ー ド	住 基 世 帯 数	月 日			月 日			月 日			予備日		
			配 布 状 況	配 布 済 世 帯 概 数 (累 計)	残 数 確 認	配 布 状 況	配 布 済 世 帯 概 数 (累 計)	残 数 確 認	配 布 状 況	配 布 済 世 帯 概 数 (累 計)	残 数 確 認	配 布 状 況	配 布 済 世 帯 概 数 (累 計)	残 数 確 認
A	037A													
	037B													
	037C													
	037D													
B	038A													
	038B													
	038C													
	038D													
	038E													
C	039A													
	039B													
	039C													
	039D													
D	040A													
	040B													
	040C													
	040D													
	040E													
	040F													
E	041A													
	041B													
	041C													
	041D													
F	042A													
	042B													
	042C													
	042D													
	042E													
	042F													

- ・ 配布状況 △ = 配布開始
 ○ = 配布中
 ▼ = 配布終了

- ・ 残数確認欄は、住宅地図上の配布済み地域と配布拠点ごとの在庫(残数)に齟齬がないか確認し、チェックすること。

選挙公報配布報告書

ブロック	エリアコード	住基世帯数	配布数	配布率
A	037A			
	037B			
	037C			
	037D			
B	038A			
	038B			
	038C			
	038D			
	038E			
C	039A			
	039B			
	039C			
	039D			
D	040A			
	040B			
	040C			
	040D			
	040E			
	040F			
E	041A			
	041B			
	041C			
	041D			
F	042A			
	042B			
	042C			
	042D			
	042E			
	042F			

配布実施本部宛 **Fax** - - Tel - -

衆議院議員選挙 選挙公報

配布依頼 / 公報未着 連絡 FAX 用紙

発信人：●●区 / 大阪市 選挙管理委員会(氏名：)
 ⇒ 配布実施本部
 : 配布実施本部(氏名)
 ⇒ ●●区 / 大阪市 選挙管理委員会(氏名)
 Fax: - -

下記の通り連絡致します。早急に手配をお願いします。

<選挙管理委員会 記入>

受付日	令和	年	月	日	[No]
(ふりがな)						
<氏名>						
<住所>						
大阪市 区						
TEL						
住居形態 : <input type="checkbox"/> 民家 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 公団 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> ビル <input type="checkbox"/> その他						
<内容>						
<input type="checkbox"/> 配布モレ <input type="checkbox"/> 不足(二世帯住宅等) <input type="checkbox"/> その他						

<配布実施本部 記入>

<処理内容>						

処理日 : 令和 年 月 日(担当者:)						

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。